

第11次呉市交通安全計画の策定について

1 趣旨

呉市では、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号。以下「基本法」といいます。）第26条第1項の規定に基づく市町村交通安全計画として昭和46年度から10次にわたって、「呉市交通安全計画」を策定し、交通事故のない社会を目指して交通安全施策を推進してきました。

この度、第10次の計画期間が満了したことから、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする第11次計画を策定するものです。

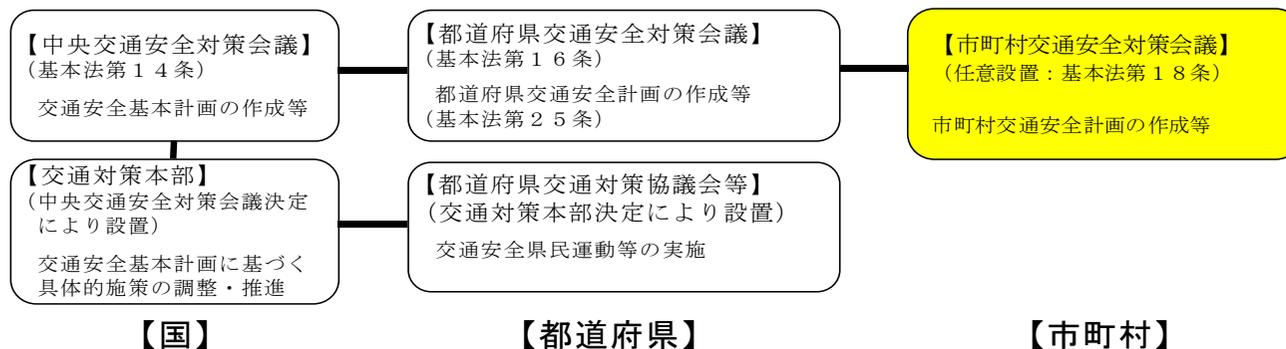
2 計画の位置付け

市町村交通安全計画は、国の交通安全基本計画及び都道府県交通安全計画に基づき、市町村がその区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めるもので、その作成は努力義務とされています。

令和3年3月29日に国の第11次交通安全基本計画が作成・公表されたことを受け、現在、広島県が第11次広島県交通安全計画の策定作業を進めています（令和3年6月に策定・公表の予定）。

これらの計画内容に基づき、呉市の次期交通安全計画を策定することとなります。

交通安全対策の推進体制



3 策定の進め方

呉市では、基本法第18条の規定に基づき、市長を会長とし、呉市、国、県等の関係行政機関の職員、警察官、陸上交通事業者等を委員として構成する「呉市交通安全対策会議」を設置しています。

呉市交通安全対策会議は、交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的施策の企画の審議及びその実施の推進を所掌事務としており、同会議において作成作業を進めていくこととなります。

【呉市交通安全対策会議】 呉市交通安全対策会議条例（昭和46年呉市条例第24号）第3条及び第4条

(1) 委員定数18人以内

(2) 会長は市長をもって充てる。

(3) 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

ア 国の関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

イ 広島県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

ウ 広島県の教育委員会の職員のうちから市長が委嘱する者

エ 広島県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

オ 市長がその部内の職員のうちから指名する者

カ 市の教育委員会の教育長

キ 市の消防長

(4) 特別委員 西日本旅客鉄道株式会社、その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員

4 策定スケジュール

【市計画の策定スケジュール案】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
第10次 (H28)							● 9/1 委員及び 幹事の委嘱	● 10/12 第1回 幹事会	● 11/25 第2回 幹事会			● 2/2 委員会		
第11次 (案) (R3)	対策会議		● 委員及び 幹事の委嘱	素案作成		● 第1回 幹事会	計画案作成		パブコメ募集		● 第2回 幹事会		● 委員会	→ HP公表・ 県への報告等
	議会			◎	行政報告 (計画策定)			◎	行政報告 (計画案・ パブコメ募集)				◎	行政報告 (パブコメ結果報告・ 計画最終案)

【国の「第11次交通安全基本計画」及び県の「第11次広島県交通安全計画」の策定スケジュール】

	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7
【国】交通安全基本計画	●中間案発表・パブコメ			●計画案発表		●計画決定			
【県】交通安全計画				●素案審議	●素案決定	●パブコメ	●計画案審議	●計画決定	
県議会への報告		◎策定開始				◎素案			◎計画決定